2025 年 10 月 11 日

司法令７－９

次の見解は，生存権の制限に対する司法審査の方法について論じたものである。この見解に関する次のアからウまでの各記述について，それぞれ正しい場合には１を，誤っている場合には２を選びなさい。（解答欄は，アからウの順に［No.13］から［No.15］）

「憲法第２５条の生存権は抽象的な権利であるが，法律や厚生労働大臣が定めた保護基準によって具体化されれば，その法律・保護基準が憲法第２５条と一体をなすことにより憲法上の具体的権利となるから，その不利益変更については，自由権の制限の場合と同様に厳格な審査がなされなければならない。」

ア．この見解によれば，既存の給付水準が憲法第２５条の要求する最低限度を満たしていたにすぎない場合には，その引下げは違憲であるが，立法政策によって最低限度から上積みされていたものであった場合には，それを引き下げても立法裁量の範囲内であり違憲とはいえない。［No.13］

イ．この見解によれば，既存の給付水準が併給禁止規定の新設によって引き下げられた場合，給付規定と併給禁止規定が一体となって新たな給付水準となるから，その新たな給付水準が憲法第２５条の要求する最低限度を下回るか否かを審査すれば足りる。［No.14］

ウ．最高裁判所は，生活保護基準の改定による老齢加算の廃止について，保護基準によって具体化されていた被保護者の期待的利益の喪失を，裁量権の逸脱・濫用を総合判断する際の一要素として考慮するにとどめ，この見解に立脚していない。［No.15］

正解　ア２，イ２，ウ１

肢ア

既存の基準が具体化されている。この説によれば，自由権の制限と同様に行うこととなる。裁量の問題ではなく，制約について，正当化がいる。よって，「立法裁量の範囲内であり違憲とはいえない」とは，ならない。

肢イ

自由権同様，厳格な規制となる。「その新たな給付水準が憲法第２５条の要求する最低限度を下回るか否かを審査すれば足りる。」は，緩やかな規制の方向性。

説とは合わない。間違っている。

肢ウ

判例の解釈とはことなる。

プログラム規定。あくまでも裁量の問題で処理をする。

司法令７－１０

労働基本権に関する次のアからウまでの各記述について，それぞれ正しい場合には１を，誤っている場合には２を選びなさい。（解答欄は，アからウの順に［No.16］から［No.18］）

ア．憲法第２８条に規定される労働基本権は，憲法第２５条の生存権の保障を基本理念として，勤労者に対して人間に値する生存を保障すべきものとする見地に立ち，憲法第２７条の定める勤労の権利及び勤労条件に関する基準の法定の保障とあいまって，勤労者の経済的地位の向上のための手段として，団結権，団体交渉権，争議権等を保障しようとするものであって，社会権的性質を有する権利であり，自由権としての側面はない。［No.16］

イ．基本的人権の規定は，公権力との関係で国民の権利・自由を保護するものであると考えられており，労働基本権も，国家との関係での権利保障が本質であって，使用者対労働者という関係においては，私法の一般規定に憲法第２８条の趣旨を取り込んで解釈・適用することによって間接的に適用され，その結果，正当な争議行為に対する損害賠償からの民事免責が認められる。［No.17］

ウ．全農林警職法事件判決（最高裁判所昭和４８年４月２５日大法廷判決，刑集２７巻４号５４７頁）は，争議行為を禁止し，そのあおり行為を処罰の対象としていた国家公務員法に関し，公務員が行う争議行為を違法性の有無及び強弱によって区別し，違法性の強い争議行為を，違法性の強い又は社会的許容性のない行為によりあおるなどした場合に限って刑事制裁を科すべき趣旨であると解釈することについて，犯罪構成要件の明確性を要請する憲法第３１条に違反する疑いがあることなどを理由として，否定している。

正解　ア２，イ２，ウ１

肢ア

自由権的側面もある。団結権，団体交渉権，争議権等を，国家が妨げてはならないのは，道理のように思われる。自由を前提に，請求までできると理解するべきである。

肢イ

直接適用が予定されている。歴史的な見地から，使用者と労働者の争いから２８条が生まれている。

肢ウ　最判昭４８．４．２５百選１３８

全農林警職法，判例変更をして，従来の限定解釈，二重のしぼり論を否定している。（全司法仙台，東京都教組１３７と同じ日，昭４４．４．２）

司法令７－１１

主権に関する次のアからウまでの各記述について，ｂの見解がａの見解の批判となっている場合には１を，そうでない場合には２を選びなさい。（解答欄は，アからウの順に［No. 19］から［No. 21］）

ア．　ａ．国民主権に基づく憲法において，独裁制を規定することは可能である。
　　ｂ．国民主権とは，国家権力の正当性の根拠は国民にあるとする原理である。［No.19］

イ．ａ．国民主権原理にいう「国民」とは，観念的抽象的に想定される全国民という統一体のことである。
　　ｂ．国民主権原理は，代表民主制の下でも，直接民主制的制度をできる限り求める原理と捉えるべきである。［No.20］

ウ．ａ．日本国憲法制定に先立ち，日本によるポツダム宣言の受諾により主権の所在が天皇から国民へと変更され，法的意味での革命があったとみることができる。
　　ｂ．憲法改正には限界があり，主権の所在等の基本原理は憲法改正手続では変更できないと解釈すべきである。［No.21］

正解　ア２，イ１，ウ２

ａ，しかしｂで通るかを見ていく。

肢ア　２
ａ．国民主権に基づく憲法において，独裁制を規定することは可能である。
しかし
ｂ．国民主権とは，国家権力の正当性の根拠は国民にあるとする原理である

で意味が通らない。
正当性の根拠の国民というのは，観念的抽象的に想定される全国民という統一体のこと。観念的抽象的に想定される全国民が，独裁制を認めたのであれば，理屈上は，可能と思われる。国民は，抽象的なので，実際の活動はできない。権力の正当性を基礎づけるための概念。したがって，ｂがａを批判する理由にはならない。

とある諸外国（朝鮮民主主義人民共和国）が想定される。

肢イ
ａ．国民主権原理にいう「国民」とは，観念的抽象的に想定される全国民という統一体のことである。
しかし
ｂ．国民主権原理は，代表民主制の下でも，直接民主制的制度をできる限り求める原理と捉えるべきである。

意味は通る。a は，抽象的な国民の意味と捉える。意味合いとしては，実際に活動できないもよいという意味合い。
　制限選挙等を説明した概念。抽象的だから，実際に政治に参加活動する人は少なくてもよいでしょという方向性。

　しかし，そうはいっても，代表民主制の下でも，直接民主制的制度をできる限り求める原理と捉えるべきである。

　正当性を基本とするが，なるべく，具体的な国民（有権者団）と一致させる方向性で，考えるべきという話。
　b 権力的契機の発想も，a 正当性の契機の発想にいれろという話なので，批判とある。

肢ウ

ａ．日本国憲法制定に先立ち，日本によるポツダム宣言の受諾により主権の所在が天皇から国民へと変更され，法的意味での革命があったとみることができる。

しかし
ｂ．憲法改正には限界があり，主権の所在等の基本原理は憲法改正手続では変更できないと解釈すべきである。［No.21］

意味は通らない。
批判とならない。

８月革命説は，改正限界論を前提した説明。
したがって，批判とはならない。

司法令７－１２

皇室の財産に関する次のアからウまでの各記述について，それぞれ正しい場合には１を，誤っている場合には２を選びなさい。（解答欄は，アからウの順に［No.22］から［No.24］）

ア．皇室の財産授受は国会の議決に基づかなければならないと定めている憲法第８条の趣旨に照らすと，外国交際のための儀礼上の贈答に係る授受については，その度ごとに国会の議決を経る必要はない。［No.22］

イ．憲法第８８条前段は，全て皇室財産は国に属すると規定しており，この「皇室財産」とは天皇及び皇族の財産を意味しているため，天皇及び皇族が私有財産を保有することは認められない。［No.23］

ウ．憲法第８８条後段では，全て皇室の費用は国会の議決を経なければならないと規定されているが，その議決の方法については規定されていないため，参議院が，衆議院よりも先に，皇室の費用について審議することも許される。［No.24］

正解　ア１，イ２，ウ２

肢ア　１

その度には，必要ない。手続上迂遠である。

８条は，天皇が財閥化するのを防ぐ。権威によってくる人がいるので，それを防ぐ必要がある。

外国の場合，儀礼的程度であれば，その恐れは低いものと考えられる。

肢イ　２

天皇，皇族も私有財産を保有することはできる。

象徴としての役割として行う行為と私人として行う行為があることを想定すると，天皇も国民として財産権を保有できる。

皇族も天皇を助ける役割以外にも，私人として活動がある以上，財産権はある。

肢ウ　２

皇室の費用は，予算に計上される。

予算については，衆議院が先議となる。したがって，参議院が先，審議することは許されない。

司法令７－１３

政党に関する次のアからウまでの各記述について，正しいものには○，誤っているものには×を付した場合の組合せを，後記１から８までの中から選びなさい。（解答欄は，［No.25］）

ア．憲法第５１条が，議院内での国会議員の発言について院外で責任を問われないとしている趣旨は，議院における国会議員の自由な発言や表決を保障することにあるが，免責の対象となるのは主に一般市民も負う民事・刑事上の責任であるから，国会議員の議院内での発言を理由に所属政党が除名処分を行っても違憲ではない。

イ．政党は，現在の議会制民主主義において，社会の民意を国政へと媒介する公的機能を果たしていることから，政党助成法は，政党に対し，交付金による助成をする一方で，政党内部の民主的規律を保障するため，党員による党首の定期的選挙を実施することなどの条件を定めている。

ウ．共産党袴田事件判決（最高裁判所昭和６３年１２月２０日第三小法廷判決，集民１５５号４０５頁）の趣旨によれば，政党が党員に対して行った処分が一般市民としての権利利益を侵害する場合，裁判所は，当該政党の自律的に定めた規範が公序良俗に反するなどの事情がない限りその規範に照らして，そのような規範がないときは条理に基づいて，その処分が適正な手続にのっとってされたか否かを審理することができる。

１．ア○イ○ウ○　　２．ア○イ○ウ×　　３．ア○イ×ウ○
４．ア○イ×ウ×　　５．ア×イ○ウ○　　６．ア×イ○ウ×
７．ア×イ×ウ○　　８．ア×イ×ウ×

正解　３

肢ア

免責特権には，政党対する責任（政治的責任）は含まれない。

政党の政策にしたがった活動が期待される。

肢イ

定期的選挙を実施することを条件にはしていない。少数政党なども考えるとよい。

世論で決めればよいと思われる。

肢ウ

政党の自主性を尊重すべき。裁判で決めるものではない。

選挙で決すべき。